

議案第7号

二宮町特定空家等審査会条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、同法の引用条項との整合を図る必要が生じたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町特定空家等審査会条例の一部を改正する条例

二宮町特定空家等審査会条例（平成31年二宮町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2号中「第14条」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第7号) 二宮町特定空家等審査会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第22条</u>に規定する特定空家等に対する措置の適正かつ円滑な運用を図るため、二宮町特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (略)(2) <u>法第22条</u>に規定する特定空家等に対する措置に関すること。(3) (略)	<p>(趣旨及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第14条</u>に規定する特定空家等に対する措置の適正かつ円滑な運用を図るため、二宮町特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) (略)(2) <u>法第14条</u>に規定する特定空家等に対する措置に関すること。(3) (略)